

第 35 回 共同実施事業管理委員会 東京都作業部会
議事要旨

日時：令和元年 6 月 7 日（金）18:00～18:30

会場：東京都庁第一本庁舎 33 階南側 A-1 会議室

1 開会

2 議事

(1) スポーツプレゼンテーション直前準備業務委託について

<説明・確認>

- ・事業の概要について組織委員会から説明。個別案件確認表について、組織委員会及び東京都からそれぞれ説明。
- ・「東京都が負担する経費の基本的な考え方」の 4 点に対応していることを確認。

<質疑、意見など>

- ・今回確認をするのは、資料 1 「3. 全業務委託の内容」全体か、それとも個別契約部分か。
⇒今回付議している内容は、個別契約部分である。残りの部分については、今後付議する。
- ・基本計画策定、実施計画策定の結果、全業務委託の内容全体の金額として、57.2 億円が積み上がったということか。なぜ元々の予算額に収まらなかったのか。
⇒もともと最低限の競技進行をするという部分だけで、元々の予算額である V2 時の金額を積み上げたが、競技演出をどこまで実施するかという議論があり、V3 策定時から契約差金や調整費で充当すべきものであると認識していた。実施計画を策定する中で、具体的な積算を行ったところ、57.2 億円となった。内訳の半分はスタッフや出演者に係るもので、残りの半分が機材に係る費用になっている。現場の機材の状況などを確認して必要な予算を積み上げた。
- ・既に執行している計画策定と、実際のスポーツプレゼンテーションの契約先を同じにしなければならない理由が弱く、特別契約である必要はないのではないか。
⇒基本計画・実施計画策定の事業者は、機材配置などを調べているほか、作成するコンテンツなども検討している。実施にあたっては、スポーツプレゼンテーション分野の専門性が高い人材・機材の手配を迅速的確に行うとともに、不測の事態へも柔軟に対応する必要がある。既存の計画に精通し、スポーツプレゼンテーションへの専門

的知見を有する者が、既存計画の策定と一貫した履行が必要であり、既存計画の策定を委託した事業者は、スポーツプレゼンテーションへの専門的知見を有するスタッフが多数在籍している。また、既存計画の履行結果も良好である。既に実施した調達管理委員会の場でも、特別契約を結ぶ案件として確認が取れている。

- ・映像、音楽、コンテンツについては、全競技分を作成するのか。
⇒競技による。
- ・著作権はどこに帰属するのか。
⇒組織委員会に帰属する。組織委員会の解散後は、基本的に IOC へ帰属することになっており、アーカイブに残すものは事前に調整していくことになる。
- ・映像などを使用するのは大会の時だけか。東京都が大会後に使用するなどできないのか。
⇒過去の大会や、マスコット、エンブレムの例を見ても難しいと思われる。
- ・大会後も使用することができれば、レガシーとして残るのではないか。
- ・資料1「3. 全業務委託の内容」の表の中に、「※ 項目ごとに完了次第、次回個別契約に移行」の記述があるが、今後、作業部会に諮るということか。
⇒そうなる。具体的に機材や人員の手配が決まったら契約するという流れになるので、直前のタイミングになると思う。
- ・組織委員会の個別案件確認表の効率性の記載で「スポーツプレゼンテーション実施計画策定委託において算出された詳細予算を組織委員会内で精査している。」とあるが、具体的にどのように精査をしたのか。
⇒実施計画において、3パターンほど案を考えた。ドローンで映像を撮影したり、特別なエフェクトをかけた映像を制作したりといった検討もしたが、やはり全体の予算縮減の流れの中で、縮減することにした。映像を共有化することによる経費縮減も図っている。

3 意見交換 特になし

4 閉会